

児 童 福 祉

1. 児童福祉の概略

「すべて国民は、児童が心身とも健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保護され、愛護されなければならない。」

児童福祉法第1条のこの規定は、社会の一員として、児童は人として尊ばれるとともに、良い環境のなかで育てられねばならないことを示しています。また児童福祉法第2条に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とされ、児童相談所、保健所、児童委員等と協力して適切な措置を講じるように努め、児童福祉法及び児童憲章の精神に基づき、要保護児童対策、さらに一般児童の健全保育等、その対策を進めています。

福祉事務所では、児童が心身共に健やかに育成されるよう児童の環境づくりを推進するとともに、これら児童福祉に関する業務のうち、保育に欠ける乳幼児、養護者のいない児童、入所保護を要する母子などからその相談に応じ、必要な調査を行い、それぞれ保育所等児童福祉施設への入所に関する業務を行っています。

2. 児童手当及び子ども手当

○子ども手当（平成22年4月から平成24年3月まで）

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給するものです。

【支給要件】 中学校修了前までの子どもを養育している親等に支給されます。

※所得制限はありません。

（平成22年4月から平成23年9月まで）

【支給月額】 子ども1人当たり一律13,000円

（平成23年10月から平成24年3月まで）

【支給月額】 第1子及び第2子は10,000円（3歳未満は一律15,000円）、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。

支 給 状 況

区 分	平成22年度		平成23年度	
	児 童 数	金 額	児 童 数	金 額
0歳～3歳未満	29,239人	380,107千円	34,165人	466,457千円
3歳以上小学校修了前	101,556人	1,320,228千円	120,028人	1,470,175千円
小学校修了後 中学校修了前	35,784人	465,192千円	42,808人	514,585千円

※平成 22 年度は平成 22 年 4 月～平成 23 年 1 月支払分

※平成 23 年度は平成 23 年 2 月～平成 24 年 1 月支払分

○児童手当（平成 24 年 4 月から）

児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

【支給要件】中学校修了前までの子どもを養育している親等に支給されます。

【支給月額】第 1 子及び第 2 子は 10,000 円（3 歳未満は一律 15,000 円）、第 3 子以降は 15,000 円、中学生は一律 10,000 円。

※前年（1 月分から 5 月分は前々年）の収入が一定の額以上の場合に一律 5,000 円が支給されます。

3. 児童扶養手当

父母の婚姻解消、父又は母の死亡、生死不明、障害等の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、18 歳未満の児童を監護する父又は母あるいは養育者に支給します。

ただし、所得により一部支給停止又は全額支給停止される場合があります。

【手 当 月 額】児童 1 人…41,550 円、児童 2 人…1 人分の額に 5,000 円加算、
児童 3 人以上…2 人分の額に 1 人 3,000 円を加算

【受給者実績】平成 20 年度 1,305 人、平成 21 年度 1,342 人、平成 22 年度 1,444 人、
平成 23 年度 1,451 人

4. 保 育 園

保育園は、児童の保護者等が就労又は疾病等の理由により、その監護すべき乳幼児の家庭での保育に欠けると認められたとき、児童を入所させ保育することを目的とする施設です。このため保育園は、保育に欠ける児童を家庭の保護者等に代わって保護育成し、児童の家庭の状況に応じて、その児童の心身の健全な発達を図る役割をもっています。

本市には、市立 15、私立 18 の計 33 保育園があります。

保育の実施は、保護者等からの入所を希望する保育園への申込みに基づいて、入所要件を満たした児童について行っています。保護者等は、児童福祉法第 56 条第 3 項に基づく保育料を負担しなければなりません。

その他、保育園では、保育園の持っている機能を積極的に活用するため、延長保育、障害児保育、休日保育、一時保育、地域子育て支援センター等の事業を行っています。

(1) 延長保育事業

保護者等の就労形態の多様化による、延長保育のニーズに対応するため、概ね 11 時間を超えて保育を実施しています。

(2) 休日保育事業

保護者等の就労形態の多様化に伴う、休日保育のニーズに対応するため、日曜日、祝休日において保育を実施しています。平成 23 年度は、延べ 229 人の利用がありました。

【実施保育園】 えきまえ保育園 【利用料金】 1,500 円／日

(3) 一時保育事業

保護者等が疾病等の理由により、家庭において保育ができない場合、児童を緊急・一時的に保育園において保育します。平成 23 年度は、延べ 3656 人の利用がありました。

【利用料金】 1,800 円／日（ただし、4 時間未満の場合は 900 円／日）

(4) 病後児保育

保育園等に通園中の児童等が病気回復期にあり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を預かり、保育を行う事業で、平成 15 年 4 月より岩国病院併設の施設「キッド・イン」において実施しています。

【利用人数】 平成 21 年度 417 人、平成 22 年度 493 人、平成 23 年度 451 人

(5) 地域子育て支援センター拠点事業

子育て家庭の支援のため、育児不安についての相談指導や、子育てサークル等の育成、支援を行います。

現在、リボン保育園、あさひ保育園、玖珂保育園、ひろせ保育園、ちどり保育園、さかうえ保育園の計 6 か所で実施しています。

保 育 園 名	年 齢 別 在 籍 児 童 数 (H24.4.1 現在)								所 在 地
	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
ひがし保育園	180	1	27	30	32	41	35	166	桂町 2-4-56
かわしも保育園	90	2	13	15	17	18	17	82	中津町 2-7-20
くろいそ保育園	90	1	9	8	11	16	17	62	黒磯町 2-47-43
えきまえ保育園	90	2	13	22	22	16	23	98	麻里布町 7-1-5
ちどり保育園	60	1	3	8	10	13	8	43	由宇町港 1-17-1
ほんごう保育園	60	0	1	2	6	1	4	14	本郷町本郷 2058-1
たかもり保育園	150	2	12	22	33	30	30	129	周東町下久原 1152-8
わかば保育園	90	1	3	7	14	12	13	50	周東町上久原 1100-1
そお保育園	45	2	7	7	5	12	12	45	周東町祖生 4504-4
よねがわ保育園	45	3	3	5	4	7	6	28	周東町西長野 558-1
ながの保育園	30	0	0	2	4	5	4	15	周東町下須通 429-3

高須へき地保育園	40	0	0	1	3	3	1	8	錦町宇佐郷 1301
みかわ保育園	30	0	2	4	1	2	2	11	美川町四馬神 1322-3
さかうえ保育園	150	2	10	6	13	17	27	75	美和町洪前 431-1
みわ保育園	60	0	0	2	5	13	4	24	美和町生見 535-1
(公立)小計	1,210	17	103	141	180	206	203	850	
海土路保育園	120	9	16	16	28	30	33	132	海土路町 2-2-5
常照保育園	90	9	16	17	22	23	27	114	門前町 1-12-5
万行寺保育園	90	5	10	14	20	26	23	98	楠町 3-7-21
川西保育園	80	0	0	1	40	26	37	104	川西 1-7-3
平田保育園	90	11	16	15	14	19	25	100	平田 6-4-20
曙保育園	100	1	13	17	17	25	23	96	錦見 2-11-30
麻里布保育園	60	5	8	13	18	14	11	69	立石町 3-3-24
称光寺保育園	60	4	12	13	18	10	14	71	今津町 6-12-5
あさひ保育園	90	6	12	18	22	19	16	93	旭町 1-1-1
梅が丘保育園	60	2	12	10	12	23	10	69	平田 6-50-27
ひかり保育園	20	0	5	3	7	2	8	25	小瀬 294-4
錦南保育園	70	4	15	11	18	17	20	85	牛野谷町 3-29-11
由宇保育園	60	4	15	16	18	12	14	79	由宇町南 2-10-17
清華保育園	60	4	14	7	13	10	12	60	由宇町千鳥が丘 3-1-7
ルンビニ保育園	60	1	10	6	14	17	15	63	玖珂町 5950-2
玖珂保育園	120	4	19	20	35	29	24	131	玖珂町 807
ひろせ保育園	50	1	6	2	12	11	12	44	錦町広瀬 6570
リボン保育園	80	2	39	32	0	0	0	73	川西 1-7-5
(私立)小計	1,360	72	238	231	328	313	324	1506	
その他	—	0	1	3	2	1	3	10	市外
合計	2,570	89	342	375	510	520	530	2366	

5. 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせる施設です。

【内助産施設】岩国病院（住所 岩国三丁目2-7）昭和54年4月1日開設

6. 家庭児童相談室

近年激しい社会の変動に伴い、家庭生活も変ぼうし、家庭における児童養育に関しても、種々複雑困難な問題が多数発生していることから、昭和43年4月から家庭児童相談室を設置し、家庭相談の専門職員を配置し、家庭における児童養育の相談、指導にあたり児童福祉の向上を図っています。

家庭児童相談室取り扱い件数

相談種別 \ 年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
養 護 相 談	451 件	514 件	131 件	665 件
障 害 相 談	2 件	23 件	5 件	3 件
非 行 相 談	3 件	0 件	0 件	0 件
育 成 相 談	77 件	157 件	81 件	130 件
そ の 他 相 談	476 件	907 件	1,737 件	1,233 件
合 計	1,009 件	1,601 件	1,954 件	2,031 件

7. 児童福祉施設利用状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

施 設 の 種 類	施 設 名	人 員
知的障害児施設	城南学園（田布施町）、見真学園（広島市）	4 人
肢体不自由児施設	山口県華の浦学園（防府市）	1 人
重症心身障害児施設	国立病院機構山口宇部医療センター（宇部市）、国立病院機構柳井病院（柳井市）、国立病院機構広島西医療センター（大竹市）、鼓ヶ浦整肢学園ひばり園（周南市）、旭川荘療養センター児童院（岡山市）、三篠会 原（廿日市市）	32 人
計		37 人

8. 里親への委託

保護者のない児童又は保護者に監護されることが適当でない認められる児童を、里親として登録されている方に預けて、家庭的雰囲気の中で養育するものです。

9. 母子生活支援施設（平成 11 年 10 月 1 日より休止中）

10. 子育て支援センター

平成 19 年 4 月、岩国市こども館に子育て支援係を新設し、二係で子育て支援センター（住所：岩国市桂町二丁目 6 番 1 号）を設置しました。児童健全育成上必要なニーズに合わせて柔軟に対応する子育て支援の拠点として設置され、これまで商工課で実施していた「岩国ファミリー・サポート・センター」を統合し、より利用者の利便性に配慮した事業運営を目指しています。

【休館日】火曜日及び祝休日と年末年始（12/29～1/3）等

【主な事業】

①こども館（Tel 24-0888）【開所時間】10：00～17：00

平成 16 年 4 月に開館し、子どもの健全育成と子育て支援の拠点としての活動を進めてきました。子どもに健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子育て中の親が子育ての不安や負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、子育て支援のためのボランティアの育成を図り、地域の子育て支援体制づくりを進めます。

【利用実績】平成 19 年度 51,592 人、平成 20 年度 48,800 人、平成 21 年度 43,500 人、平成 22 年度 46,444 人、平成 23 年度 48,358 人

②プレイルーム “いっしょにあそぼ!!”

未就学の児童とその保護者を対象に、子どもには遊びや遊び場を提供し、保護者には育児不安の軽減、交流の場を提供することを目的に、公共施設などを利用し、ボランティアと共に子育て支援を行っています。

③子育て支援総合案内所「ほっと^{あい}I」(Tel29-5078)

子育て支援に関する情報を収集し、「子育て支援カレンダー」や「子育て支援マップ」の発行や市のホームページなどで情報提供を図りながら、子育て支援の各種サービスのコーディネートを行っています。

④子育て支援研修会

子育て支援を行うボランティアの育成やサークルリーダーの育成を目的とした研修会や子育てに関する保護者等を対象とした研修会を開催しています。

⑤地域組織（母親クラブ）活動事業

地域における児童の健全育成のための組織活動の促進を図り、児童の福祉の向上に資することを目的とし、平成 24 年度は 10 グループが活動しています。

⑥ファミリー・サポート・センター事業 (Tel29-2015) 【開所時間】9:00～17:00

岩国市に在住の会員による相互援助活動を行う組織で、生後 6 か月から小学 6 年生までの児童のいる子育て家庭を対象に相互援助活動を行い、あわせて会員の交流・研修活動も行っています。

平成 23 年度末現在、「依頼会員 582 人」、「援助会員 274 人」、「両方会員 73 人」の計 929 人の登録があります。

【平成 23 年度利用実績】

「放課後児童教室後の預かり 317 件」、「保育園等までの送迎 978 件」、「保育開始前や終了後の預かり 432 件」、「子どもの習い事等の援助 458 件」、「その他 852 件」の計 3,037 件

11. 児 童 館

児童に健全な遊び場を提供し、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とした施設で、市内に4か所あります。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
しゅうとう児童館	742-0417	周東町下久原 1169-1	0827-84-0112	0827-84-0112
わかば児童館	742-0413	周東町上久原 1075-2	0827-84-4456	0827-84-4461
みわ児童館	740-1231	美和町生見 2171-2	0827-96-0122	0827-96-1712
にしき児童館	740-0724	錦町広瀬 1122-1	0827-72-3244	0827-72-3244

12. 放課後児童教室

放課後児童教室は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

教室名	学年別在籍児童数（H24.5.1現在）						所在地
	定員	1年生	2年生	3年生	4年生以上	計	
岩国放課後児童教室	120	55	39	17	0	111	岩国 3-1-18
麻里布放課後児童教室	140	48	25	25	0	98	山手町 1-7-41
川下放課後児童教室	70	29	21	14	0	64	車町 1-1-43
東放課後児童教室	70	21	28	9	0	58	元町 1-9-32
平田放課後児童教室	120	44	35	23	0	102	平田 3-5-1
灘放課後児童教室	60	30	18	17	0	65	南岩国町 5-60-3
愛宕放課後児童教室	100	34	26	27	0	87	尾津町 1-1-11
中洋放課後児童教室	60	20	9	10	12	51	青木町 2-33-1
通津放課後児童教室	60	13	14	8	14	49	通津 2720
装港放課後児童教室	30	2	7	4	0	13	新港町 4-16-30
藤河放課後児童教室	30	8	10	4	0	22	多田 1346-2
御庄放課後児童教室	30	13	14	12	0	39	御庄 1362
小瀬放課後児童教室	15	5	3	1	4	13	小瀬 288-1
杭名放課後児童教室	30	5	6	2	1	14	杭名 18-2
河内放課後児童教室	30	4	5	4	7	20	土生 20-2
由西放課後児童教室	15	0	1	1	2	4	由宇町 3300
由宇放課後児童教室	36	10	21	8	0	39	由宇町中央 2-10-1
神東放課後児童教室	15	0	3	3	1	7	由宇町神東 451-5

玖珂北放課後児童教室	80	38	26	31	0	95	玖珂町 540
玖珂南放課後児童教室	40	14	11	11	0	36	玖珂町 5138-1
本郷放課後児童教室	15	2	1	4	1	8	本郷町本郷 1510 番地
周東中央放課後児童教室	80	34	18	17	0	69	周東町下久原 1169-1
周東米川放課後児童教室	20	6	5	4	0	15	周東町西長野 558-1
周東修成放課後児童教室	20	1	1	0	0	2	周東町西長野 1141
周東祖生東放課後児童教室	20	0	0	0	0	0	周東町祖生 1480
周東祖生西放課後児童教室	30	4	7	2	4	17	周東町祖生 5856
周東川上放課後児童教室	20	3	0	3	1	7	周東町下久原 3032
錦放課後児童教室	30	7	3	5	0	15	錦町広瀬 1122-1
美川放課後児童教室	30	0	0	0	0	0	美川町南桑 2365
美和東放課後児童教室	35	4	6	3	1	14	美和町佐坂 241
美和西放課後児童教室	35	5	7	5	1	18	美和町生見 739-1
合 計	1486	459	370	274	49	1152	

13. 心身障害児母子通園訓練事業

在宅の障害児及びその保護者に対し、岩国市デイケアハウスあさひ苑において、各種訓練等の指導を行っています。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人員	14 組	14 組	13 組	21 組	15 組

14. 障害児福祉手当支給事業

精神又は身体に重度の障害を有する 20 歳未満の在宅者に支給します。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受給者数（年度末）	58 人	56 人	55 人	56 人	57 人
手当月額	14,380 円	14,380 円	14,380 円	14,380 円	14,330 円

（平成 24 年 4 月から手当月額 14,280 円に改定）

15. 心身障害児福祉手当支給事業

精神又は身体に重度の障害を有する児童を保護している方に、福祉手当を支給することにより、これらの児童福祉の増進を図ることを目的としています。

手当月額 2,000 円

〔支給要件〕

身体障害児 1 級から 3 級までの身体障害者手帳を所持する児童の保護者

知的障害児 中等度以上の知能障害を有する児童の保護者

併 症 児 4 級の身体障害者手帳を所持し、且つ軽度の知能障害を有する児童の保護者

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受給者数（年度末）	190 人	215 人	202 人	194 人	191 人

16. 特別児童扶養手当支給事業

精神又は身体に障害を有する児童を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している方に支給されます。支給要件に該当する方でも、次のいずれかに該当する場合は支給が制限されます。

（1）児童が次のいずれかに該当するとき。

ア．日本国内に住所を有しないとき。

イ．障害（廃疾）年金を受けることができるとき。

（2）受給者が次に該当するとき。

ア．日本国内に住所を有しないとき。

（3）受給資格者の所得が政令で定める額以上であるとき。

手 当 月 額

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
法別表の 1 級 該 当 者	50,750 円	50,750 円	50,750 円	50,750 円	50,550 円
法別表の 2 級 該 当 者	33,800 円	33,800 円	33,800 円	33,800 円	33,670 円

（平成 24 年 4 月から手当月額 1 級 50,400 円、2 級 33,570 円に改定）

受給者の状況

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級該当者数 (年度末)	110人	107人	98人	101人	113人
2級該当者数 (年度末)	85人	75人	81人	75人	94人

17. ことばの教室（事務費）

話し言葉や聴覚に障害のある小学校入学前の幼児に対し、一人ひとりの持つ能力を可能な限り伸ばして集団・社会生活の適応を図るため、麻里布小学校において指導員を配置して実施しています。

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通級実人数	31人	31人	28人	36人	40人

18. 障害児等総合療育相談訓練事業

地域の障害児及びその家族等に対し、総合的に療育等の相談に応じるとともに、訓練を行っています。

○延べ利用人数（岩国市及び和木町）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談 (医師・心理士)	316人	355人	467人	648人	895人
個別訓練	1,220人	3,376人	4,248人	4,271人	3,157人
集団訓練	—	—	225人	386人	392人

19. 障害児療育相談支援事業

障害児やその家族に対し、各種福祉サービスの情報提供などの相談支援事業を行っています。専門知識を持った職員が、いろいろな相談に応じます。

○委託先 相談支援事業所くれよん

20. 乳幼児医療費助成制度

乳幼児の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を保護者に公費助成することによ

り、乳幼児の保健の向上と児童福祉の増進を図ります。

〔対象者〕 小学校就学前児

〔所得制限〕 市町村民税税額控除前所得割額 136,700 円以下の世帯（父母の合算額）

24 年 8 月 1 日からは、年少扶養控除廃止等に伴い、0～15 歳までの扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 19,800 円を減じ、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 7,200 円を減じる。

〔留意事項〕 県外での受診については、その場では一旦自己負担となりますがその後に払い戻しの手続きが取れます。

○ 受給者実績

平成 19 年度末	5,594 人
平成 20 年度末	5,316 人
平成 21 年度末	5,263 人
平成 22 年度末	5,465 人
平成 23 年度末	5,315 人

21. こども医療費助成制度（平成 20 年 10 月 1 日再編交付金を利用し事業開始）

小学生の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を保護者に公費助成することにより、小学生の保健の向上と児童福祉の増進を図ります。

〔対象者〕 小学生

〔所得制限〕 市町村民税税額控除前所得割額 136,700 円以下の世帯（父母の合算額）

24 年 10 月 1 日からは、年少扶養控除廃止等に伴い、0～15 歳までの扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 19,800 円を減じ、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 7,200 円を減じる。

〔留意事項〕 県外での受診については、その場では一旦自己負担となりますがその後に払い戻しの手続きが取れます。

○ 受給者実績

平成 20 年度末	4,238 人
平成 21 年度末	4,206 人
平成 22 年度末	4,349 人
平成 23 年度末	4,251 人

22. 岩国市太陽の家

心身に障害のある児童又は知的障害のある児童（小学校就学前のものに限る。）に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、もって心身の健やかな育成に資することを目的として設置しています。